

行橋市ブロック塀等撤去費
補助金事業に関するご案内

【問合せ先】

行橋市役所 都市整備部 建築政策課 建築係

〈住所〉 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

〈TEL〉 0930-25-1111(内線 1322, 1323)

〈FAX〉 0930-25-8201

〈E-mail〉 kenchikuseisaku@city.yukuhashi.lg.jp

① 補助内容

ブロック塀等撤去費補助金は以下のとおりです。

道路に面して設置され、高さが1 m以上のブロック塀等（補強コンクリートブロック造及び組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀）の撤去又は一部撤去に要する費用の一部を補助（門扉・フェンス・土留部分のブロック塀の撤去を除く）

② 補助交付額

工事の種類	補助率	上限額
ブロック塀等撤去費	費用（消費税及び地方消費税を含む）の3分の2（約67%）に相当し、1,000円未満を切り捨てた額	16万円

*ただし、補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額等が、ある場合は、これを減額して申請しなければなりません。

*消費税仕入控除税額とは、課税事業者が納付する消費税額のうち、課税期間中の課税売上げ等に係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除されるもの。

③ 補助を受けることができる条件

【補助対象者】

次のすべての条件を満たしている方

- ブロック塀等の所有者又は管理者
- 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと
- 市税、その他の公租公課を滞納していないこと
- 暴力団・暴力団員およびそれらと密接な関係を有する団体・者でないこと

【補助対象ブロック等】

次のいずれかの要件を満たすもので、道路に面して設置されるもののうち、路面から1メートル以上のもの

- 診断カルテによる換算で40点未満のもの（市職員が現地で診断）
- その他市長が災害時に安全上支障があると認めるもの

【補助対象工事】

1. 補助対象ブロック塀等の全部を撤去する工事
*門扉・フェンス・土留部分のブロックの撤去費は、対象外
2. 補助対象ブロック塀等の一部を撤去する工事(補助対象工事完了後において、次の要件を全て満たすものに限る)
 - 診断カルテによる換算で70点以上となるもの
 - ブロック塀等の高さが1.2m以下になるもの
 - 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路内にブロック塀等が存しないもの

④ 補助金申請に必要な書類 (交付申請)

- 「行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書」(様式第1号)
 - 滞納のない証明書(市役所1階 総合窓口課 ②番窓口にて発行:300円)
 - 位置図
 - 工事の概要がわかる図面(撤去長さ、高さ、撤去方法(全部・一部)及び撤去範囲)
 - 撤去後の診断カルテの改善計画(一部を撤去する工事のみ必要)
※診断カルテによる換算で70点以上の場合に限る
 - 工事前の全景写真(ブロック塀等が道路に面していることが分かるもの)
 - 工事見積書の写し(金額の内訳及び補助対象内外が分かるものを含む。)
 - その他市長が必要と認めるもの
- ※申請前に着工した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

⑤ 改修工事完了後の手続きについて (実績報告)

【工事完了後に提出していただく書類】

- 「行橋市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書」(様式第7号)
- 契約書の写し(契約書がない場合は注文書でもよい。契約者それぞれの押印があるもの)
- 工事前後の全景写真(ブロック塀等が道路に面していることが分かるもの)
- 診断カルテの結果(一部を撤去する工事のみ必要)
※診断カルテによる換算で70点以上となった場合に限る
- 領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類

【補助金請求時に提出していただく書類】

- 「行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書」(様式第10号)

上記の書類を、本年度の1月末日(末日が休日の場合は前開庁日)までに必ず提出してください。

提出が遅れた場合は、補助金を交付することができなくなりますのでご注意ください。

⑥ その他

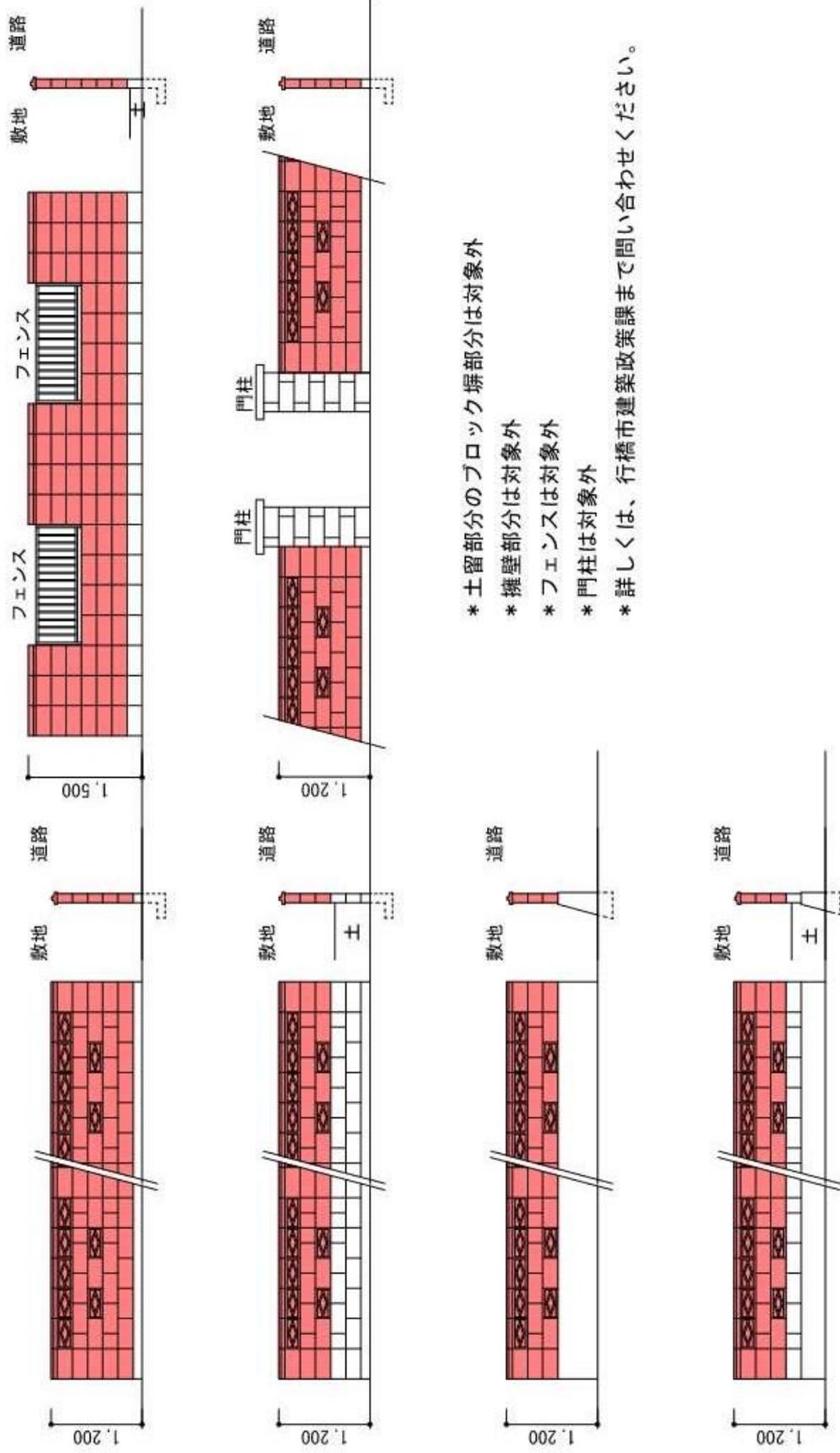
【補助対象事業の内容に変更があった場合に提出していただく書類】

- 「行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書」（様式第5号）
- 変更内容を明らかにする書類（変更後見積書、変更箇所の写真、図面等）

【消費税仕入控除額等が確定した場合に提出していただく書類】

- 「消費税仕入控除税額等報告書」（様式第8号）
- 金額の根拠がわかる書類

ブロック塀撤去補助金の補助対象事例（色がついている部分が補助対象です）



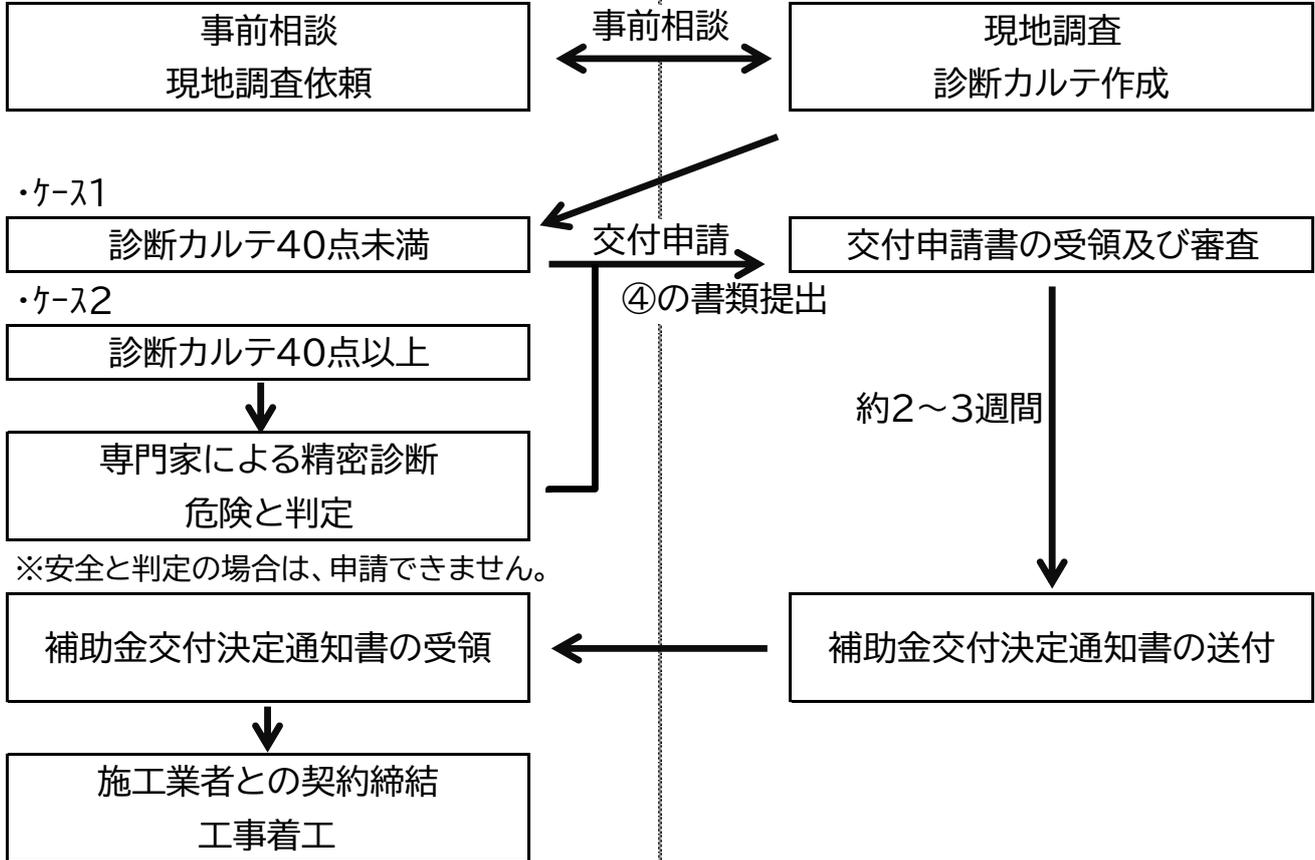
- * 土留部分のブロック塀部分は対象外
- * 擁壁部分は対象外
- * フェンスは対象外
- * 門柱は対象外
- * 詳しくは、行橋市建築政策課まで問い合わせください。

補助金交付申請の流れ

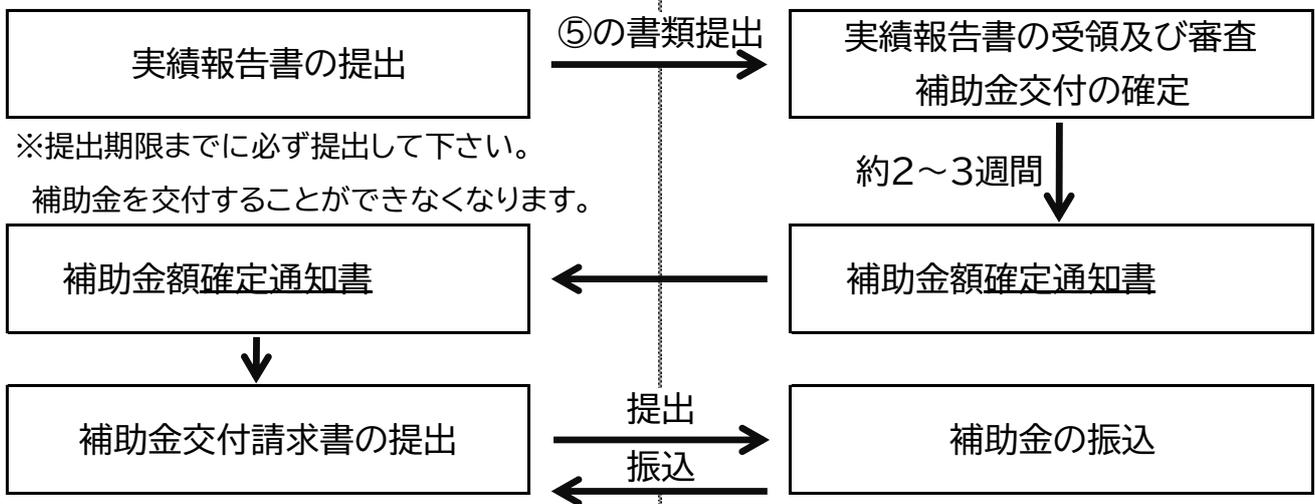
申請者
ブロックの所有者等

行橋市
建築政策課 建築係

補助金交付申請(工事着工前)



工事完了後



※期間については目安であり、前後することがあります。